

第 20 回船橋市動物愛護管理対策会議議事録

令和 5 年 3 月 27 日（月）
船橋市保健福祉センター3 階
保健検査室、歯科検診室

〔議題〕

○開会前

1. 委嘱状交付
2. 委員紹介
3. 保健所長あいさつ
4. 事務局・職員紹介
5. 運営について

○開会后

1. 会長の選任
2. 副会長の選任
3. 船橋市動物愛護管理対策会議第 1 回から第 19 回までの会議概要
4. 船橋市におけるペットの災害対策
5. 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の効果の検証について
6. その他
 - ・狂犬病予防法の特例の適用について（報告）
 - ・飼い主のいない猫に係る啓発看板について（報告）
 - ・動物愛護指導センター紹介動画の配信について（報告）
 - ・次回の会議について

〔開会前〕

1. 委嘱状交付

委員に対し、委嘱状の交付を行った。

2. 委員紹介

各委員から、自己紹介があった。

- ・平川道雄委員（船橋市自治会連合協議会会長）
- ・泉谷清次委員（船橋市自治会連合協議会副会長）
- ・中村千香子委員（京葉地域獣医師会獣医師）
- ・切替輝美委員（一般財団法人 J-HANBS 千葉県支部長）
- ・駒田房江委員（千葉県愛玩動物協会代表）
- ・石塚真紀委員（市民委員）

- ・牧野愛委員（市民委員）
- ・南川学委員（千葉県弁護士会京葉支部弁護士）

3. 保健所長あいさつ

○保健所長 船橋市保健所長の筒井です。会議の開催にあたり、あいさつ申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、この度、船橋市動物愛護管理対策会議の委員にご就任をいただき誠にありがとうございます。また、本日はご多忙中、第 20 回目の会議にご出席いただき、さらに、日頃から、本市市政に関することにご協力をいただいていること、この場を借りてお礼申し上げます。

この度新しく委員となった方もおられるので、簡

単にこの会議の成り立ち等に触れさせていただく。
この会議は、動物の愛護及び管理に関する法律があるが、実際には、動物を飼っている、あるいは飼っていないなくても世話をしている関係で、住民が暮らす地域において様々なトラブルがあり、数多くの苦情が動物愛護指導センターに寄せられている。そこで、実際に関係する方々のご意見を聴きながら、市で様々な対策等を考えていく上で、それをまとめていけたらと思います、平成28年2月にこの会議を設置した。委員としては、住民、自治会、動物愛護あるいは獣医師の関係団体の方々等と、我々事務局が、お互いの立場等異なる部分はあるが、お互いを理解しながら、協力しながら、地域住民がしっかりと動物とも暮らして行けるような街づくりをしていきたいと考え開催している。

また、この会議を開催してきている中で、コロナが発生し、その期間は通常の会議は一切中止になっていたが、この会議はその間も、私からどうしても開催させて欲しいといういことで、新型コロナウイルス感染症対策を徹底したうえで、この会議はオンラインではなく、このような対面方式で3年間開催している。その3年間の間で、コロナ禍でも丁度今日で10回目の開催となる。

皆様方からご意見をいただき、令和2年度には、動物の愛護及び管理に関する条例の改正、令和3年度には、犬猫の飼養・管理に関するガイドラインを作成することができ、皆様方の様々なご意見等を反映させていただきながら、行政としてそれを基に遂行しているところである。これから新たなメンバーで会議が2年間行われることとなるが、これまで同様、忌憚のない活発な意見交換、議論が行われることをお願い申し上げます。

最後になるが、新型コロナウイルス感染症については、5月8日から5類感染症に緩和される。それに伴い、行政の様々な対応も変わってくるが、依然として、ウイルスそのものが弱毒化したということではないので、今後の対応については、状況によってどのような対応となるか不透明なところもあるが、市民一人ひとりの方が、決してコロナウイルス感染

症を簡単に考えないで、感染予防対策を心掛けていただくことをお願いし、開催の挨拶とさせていただきます。

.....

4. 事務局・職員紹介

保健所長、保健所理事、保健所次長、衛生指導課職員、動物愛護指導センター職員の紹介があった。

.....

5. 運営について

衛生指導課長より、

・当会議は、船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱に基づき、運営することの報告があった。

.....

船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱第4条の規定により、会長選出までの間、所管課長である衛生指導課長が代行して、会議進行の職務を行う。

1. 会長の選任

泉谷委員より、中村委員を推す発言があり、全員異議なく、中村委員が会長に決定した。

.....

○中村会長・あいさつ ご推薦により会長を仰せつかりました、中村と申します。この対策会議は、船橋市動物愛護管理対策会議設置要綱に基づいて、人と動物との共生するまちづくりを目的として、船橋市の動物行政における様々な議題に対して、効果的な方策を検討するために設置されています。委員の皆様とは活発にご意見を交換しながら、船橋市の現状に合った方策を一緒に検討していきたいと考えておりますので、至らない部分もあるかと思いますがよろしくお願いします。

.....

衛生指導課長に代わり、中村会長が会議進行の職務を行う。

.....

2. 副会長の選任

切替委員より、平川委員を推す発言があり、全員異議なく、平川委員が副会長に決定した。

○平川副会長・あいさつ ただいま、ご推薦により副会長を仰せつかりました。船橋市自治会連合協議会の会長をいたしております。

引き続き、動物愛護、動物行政の様々な課題について、皆様とご議論しながら私どもも研鑽させていただきたいと存じます。どうぞよろしくお願い致します。

・会議の公開・非公開については、公開とすること、
会議録は公開しホームページ掲載すること、
・傍聴者定員を7人として募集したが、本日3人の傍聴者がいること、
以上の報告があった。

〔傍聴者入室〕

14 時 30 分開議

3. 船橋市動物愛護管理対策会議第1回から第19回までの会議概要

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明） 資料2-1をご覧ください。資料2-1は、平成28年2月1日に開催した第1回船橋市動物愛護管理対策会議から昨年10月28日に開催した第19回までの会議議題を一覧にしたものである。

次に資料2-2をご覧ください。委員の改選があり新体制となったので、船橋市動物愛護管理対策会議第1回から第19回までの会議概要について説明する。

スライド2ページをご覧ください。船橋市動物愛護管理対策会議は、動物の愛護及び適正飼養の確保を図り、行政、獣医師、自治会、地域住民、動物愛護団体等の各主体が協働して人と動物との共生するまちづくりを目的として、本市の動物愛護管理行政における効果的な対策と推進の方策を検討するため設置され、平成28年2月から、今までに19回開催している。

スライド3ページをご覧ください。これまで船橋市動物愛護管理対策会議では、船橋市の動物愛護行政の取組みと課題について、①所有者による適正飼養に係る事項として、多頭飼育、犬のふんの不適切な処理、伸縮リード（フレキシブルリード）、飼い猫の屋外飼養、家庭動物の災害対策、狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射の推進等、②所有者の判明しない猫問題に係る事項として、飼い主のいない猫の不妊手術（TNR）事業、地域猫活動の検証、船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインの見直し、・動物の適正飼養のための規制の強化、③動物愛護指導センターの業務及び普及啓発についてご協議いただいた。また、(2)「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」改正に関する検討についてご協議いただき、令和3年4月に一部を改正する条例を公布した。さらに、(3)「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」の策定に係る協議や、(4)船橋市動物愛護指導センターの機能強化についてご協議いただいた。

スライド4ページをご覧ください。船橋市の動物愛護管理行政のこれまでの取組みと課題をまとめた表を、第19回会議資料から一部変更したものである。所有者のいる犬猫と所有者のいない犬猫に分類し、さらに飼養場所を屋内と屋外に分け、問題点、現況と取組み、市の課題をまとめた。市の課題について、人と動物との共生する社会を目指して、重点的に取り組むべき施策の整理の中分類（参考資料2の右側に列挙している、大きな黒丸部分）を整理して分類した。

スライド5ページをご覧ください。多頭飼育問題についてです。多頭飼育に関する苦情や相談は、毎年発生しており、近年は、多頭飼育者からの引取り頭数も増加している。多頭飼育の問題には、飼い主の生活の支援、動物の飼育状況の改善、周辺の生活環境の改善の3つの観点から、動物愛護管理行政と福祉行政、ボランティア団体等と連携し対策を講じることが必要であり、動物愛護指導センターでは、市の福祉部局等へ説明会を行う等連携を図っている。また、多頭飼育に起因する問題を未然に防ぎ、不幸な動物を減らすためには、動物を多数飼養している

実態を把握し、関係機関との連携等により支援を行うことが必要と考え、犬猫合わせて10頭以上飼養する者に対し多頭飼育の届出を条例に規定することをご協議いただいた。

スライド6ページをご覧ください。多頭飼育問題は、多数の動物を飼養しているなかで、適切な飼養管理ができないことにより、3つの影響（①飼い主の生活状況の悪化、②動物の状態の悪化、③周辺の生活環境の悪化）が生じている状況である。そして、この3つの影響が改善され、かつ、飼い主が多頭飼育問題を再び生じさせることなくその地域において生活を維持している状態が、多頭飼育問題の解決となる。多頭飼育問題の予防と解決のためには3つの観点（①飼い主の生活支援、②動物の飼育状況の改善、③周辺の生活環境の改善）が必要である。また、根本的な解決は難しく、再発しやすいことから、問題の解決には対症療法的な対応だけでなく、根本的な原因に対し継続的に働きかけることが重要となる。例えば、飼い主の生活支援には、福祉部局やケアマネジャー等による精神的、経済的な問題の解決やサポートが必要である。また、動物の飼養状況の改善には、動物愛護部局や動物愛護団体の協力による、個体数増加の抑制等の対策が必要である。さらに、周辺の生活環境の改善には、その他の公衆衛生部局や自治会等の協力が必要となる。このように、3つの観点に対して対策を講じるためには、官民を超えた多様な主体・関係者による連携が必要となる。

スライド7ページをご覧ください。環境省が発行している、人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドラインに記載されている、多頭飼育している飼い主を取り巻く相関図（イメージ）です。多頭飼育をしている人（飼い主）、動物、周辺環境に対し、多様な側面からの働きかけが考えられる。例えば、貧困や生活困窮状態の相談支援、高齢者の介護や生活支援、障害を抱える人の権利擁護や自立支援等、社会福祉部局の支援が必要な場合もある。また、動物の譲渡先を探したり、治療する等、動物愛護ボランティアの支援が必要な場合もある。このように、動物愛護管理部局だけでなく、生活衛生部局、警察、

動物愛護ボランティア、社会福祉事業者等、行政・民間を問わず多機関と連携しながら改善策を講じていく必要がある。

スライド8ページをご覧ください。犬のふんについては、飼い主のマナーとして自宅等、動物を飼養する場所に持ち帰り廃棄すべきですが、ふんを除去した後に、道路脇、植込み、公園等に埋めていく、ゴミステーション、雑木林等に投棄していく、道路の側溝に落としていく等の不適切な処理に対する対応が求められていた。ふんを除去した後の処理について規定しておらず、犬のふんを不適切に処理をする方への指導が困難であったことから、条例を一部改正し、ふんの持ち帰りを加える規制強化を行った。

スライド9ページをご覧ください。犬の伸縮リード（フレキシブルリード）については、飼い主が犬を十分に制御できないことから、こう傷事故の原因となったり、犬が事故にあったりすることがあり、適正な取扱いが求められている。伸縮リードの適正な使用方法については、条例に基づく指導を行うほか、ガイドライン、チラシやホームページ等で具体的な事例を示し、普及啓発していくことをご協議いただいた。

スライド10ページをご覧ください。飼い猫の屋内飼養については、不慮の事故防止等猫の健康及び安全の保持の観点と、周辺環境の保全の観点から、屋内飼養に努めることを条例に規定することをご協議いただいた。

スライド11ページをご覧ください。家庭動物の災害対策については、災害発生時に、飼い主が自身の安全を確保し、ペットとともに避難行動をとることが必要であり、条例に、「災害時への備え及び災害発生時の動物の安全の保持と動物による事故の防止」を規定することをご協議いただいた。

スライド12ページをご覧ください。狂犬病予防法に基づく犬の登録、狂犬病予防注射については、近年は一定の水準を推移している。犬の登録については、令和元年度の法改正により、犬の販売時にマイクロチップ装着が義務化されたこと、狂犬病予防法の特例制度に参加しマイクロチップの装着が犬鑑札

とみなされるようになることから、登録数の増加が予想される。一方、狂犬病予防注射の未接種者及び注射済票の交付を受けていない者に対する指導方法及び普及啓発方法の検討が必要である。

スライド 13 ページをご覧ください。所有者の判明しない猫問題については、地域の実情に応じ、TNR事業、地域猫活動、動物愛護管理法に基づく引取り、猫避け機の貸し出しを行っていくことをご協議いただいた。これらに加え、令和元年度の法改正により、不適切な飼養又は保管、並びに、給餌又は給水する者への指導や立入検査権限が付与されたので、飼い主の判明しない猫に対してむやみに餌を与えている方には、法に基づき必要な指導を行う。

スライド 14 ページをご覧ください。飼い主のいない猫の不妊手術（TNR）事業は、平成 28 年度から実施しており、毎年制度の見直しを行っている。令和 3 年度は、申請期間中は先着順で随時受付としたことから、市民の利便性が向上し、手術実施頭数が大幅に増加した。

スライド 15 ページをご覧ください。船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドラインについては、作成から 8～9 年経過しているので見直しを行い、給餌に係る責任の所在を明確化したほか、飼い主のいない猫対策として、地域の実情を踏まえ、地域猫活動だけでなく、飼い猫化、TNR 等の複数の選択肢から組み合わせることを記載した。

スライド 16 ページをご覧ください。令和元年 6 月に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律が公布され、法第 25 条において、不適正飼養により、周辺的生活環境が損なわれている事態として環境省令で定める事態が生じていると認めるときは、原因者に対し指導、助言を行うことができると、規制強化が図られた。令和 2 年 6 月から改正法が施行されたことに伴い、飼い主のいない猫に対して餌を与え、周辺的生活環境を損なわせている者を探知した場合は、動物愛護指導センターの職員が当該者に対し必要な指導等を行っている。

スライド 17 ページをご覧ください。動物愛護指導センターでは、動物の健康及び安全の保持、動物が人に迷惑を及ぼすことの防止、動物による人の生命、

身体又は財産に対する侵害の防止等のため、動物愛護指導教室、動物愛護週間行事の開催、犬猫のしつけ方教室を開催するほか、ホームページや広報紙等を通じ普及啓発を行っている。また、令和元年の法改正により、動物愛護管理センターの業務として、普及啓発が法に明記されたこともあり、条例に「市の責務」として「動物の愛護及び管理に関する普及啓発」を行うことを明記し、市の姿勢として市民へ示し、さらなる普及啓発の強化を図ることをご協議いただいた。

スライド 18 ページをご覧ください。本市は、平成 15 年の中核市移行に伴い、動物の飼い主に対する指導、動物による人の生命等に対する侵害の防止等に関する事項を定めた「船橋市動物の愛護及び管理に関する条例」を施行し、市民の動物愛護精神の高揚と動物の適正な飼養を図るため、市民や動物愛護に関わる団体、事業者の皆様と共に動物愛護管理に係る取り組みを進めてきた。その後、動物愛護指導センターの開設や動物の愛護及び管理に関する法律が大幅に改正される等、本市の動物愛護管理行政を取り巻く状況も大きく変化してきた。そこで、本市の動物愛護管理行政をより一層推進し、「人と動物が仲良く共生できるまちづくり」の実現に向け、条例の見直しについてご協議いただいた。条例改正の論点については、これまでに説明した内容に加え、定義の見直し、飼い主になろうとする者の責務規定、終生飼養が困難になった場合に譲渡する取り組みを行なうこと等についてご協議いただいた。

スライド 19 ページをご覧ください。令和 3 年 7 月に「船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドライン」を策定した。これは、先程説したとおり、「船橋市ねこの飼育・管理に関するガイドライン」の見直しから始めたが、猫の飼い方だけでなく、犬の飼い方の記載も加える内容としてご協議いただいた。

スライド 20 ページをご覧ください。船橋市動物愛護指導センターの機能強化について、第 18 回の会議からご協議いただいている。

スライド 21 ページをご覧ください。参考資料でお配りした、重点的に取組む施策について、スライドに示したように整理した。まず、大きく、I. 動物の

適正飼養の啓発と徹底、Ⅱ. 動物の致死処分の更なる減少を目指した取組の推進、Ⅲ. 動物由来感染症、災害時への対応強化、Ⅳ. 事業者等による動物の適正な取扱いの推進の4つの施策展開の方向性を示した。動物愛護指導センターは、これらの施策の推進を担う施設として、必要な機能を整備し、施策を推進する。また、市、市民等、町会自治会、獣医師会等、動物取扱業者、ボランティア等の関係者がそれぞれの立場から役割を果たし、互いに協力・連携して取組みを推進する。これにより、人と動物との調和のとれた共生社会の実現を目指す。本会議では、近年の動物愛護管理に関する状況等を踏まえ、課題を整理し、動物愛護指導センターに求められる役割や必要な機能を検討し、動物愛護指導センターの機能強化について引き続き検討を進めていきたいと考えている。説明は以上です。

〔質疑〕

発言者なし

4. 船橋市におけるペットの災害対策

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明） 資料3をご覧ください。船橋市におけるペットの災害対策について説明する。

スライド2ページをご覧ください。動物愛護指導センターの機能強化の一部として、災害時への対応強化について、前回会議にてご協議いただいた。課題解決に向けた対応案として、災害への備えと災害時に必要な事項についてのさらなる普及啓発として、動画を用いた情報発信、事業者（動物取扱業者、動物用品・ペットフード販売店等）や動物診療施設等と連携した情報発信、町会自治会等へ出前講座の実施をあげた。

スライド3ページをご覧ください。ここから船橋市におけるペットの災害対策について説明する。説明は、1. 人とペットの災害対策ガイドライン、2. こ

れまでの主な災害、3. 災害対応における基本的な視点、4. 災害時のペット対策に係る法制度の整備状況、5. 平常時と災害時におけるそれぞれの役割、6. 飼い主への普及啓発の順に説明する。

スライド4ページをご覧ください。環境省が平成30年に策定した人とペットの災害対策ガイドラインについて簡単に説明する。これは平成23年に発生した東日本大震災をきっかけに策定された「災害時におけるペットの救護対策ガイドライン」を、平成28年に発生した熊本地震を受けて改定したものである。動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針では、当ガイドラインの記載内容を踏まえ、ペットを連れた防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進すること等が記載されている。

スライド5ページをご覧ください。環境省のガイドラインから抜粋したこれまでの主な災害である。阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震等、多くの災害が日本で発生している。近年でも令和元年には台風19号による風水害が発生し、船橋市でも小学校、公民館に避難所を開設する等の対応を行った。

スライド6ページをご覧ください。実際の災害時の画像となるが、家屋の倒壊や津波による被害等、災害時には避難を余儀なくされる場合も多い。

スライド7ページをご覧ください。地震による地割れや豪雨による洪水災害等、災害は都市機能を大きく制限することもあるため、食料品や水等の物品をある程度備えておく必要がある。

スライド8ページをご覧ください。東日本大震災の時の船橋市の被害状況である。負傷による人的被害に加え、停電や断水、ガス漏れ等の被害が市内で発生した。写真にあるように、動物愛護指導センターでも敷地の液状化や水道管の破損等の被害があった。

スライド9ページをご覧ください。災害対策における基本的な視点です。災害対策において、「自助」、「共助」、「公助」という考え方がある。「共助」とは近隣住民や飼い主同士の助け合い等のことをいい、

「公助」は行政機関による支援をいう。しかし、飼い主が災害でペットを守るためには、飼い主自らの安全を確保すること、平常時から適正飼養を行うこと、災害時には自分とペットの身は自分で守るという「自助」が重点事項となる。

スライド 10 ページをご覧ください。同行避難の必要性です。災害時には何よりも人命が優先されるが、近年、ペットは家族の一員であるという意識が一般的になりつつあることから、ペットと同行避難することは、動物愛護の観点のみならず、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要である。東日本大震災等では、不妊手術がされないまま放浪状態となった犬や猫が繁殖し、在来の生態系等に影響を与える等の恐れが生じたため、被災地に人員を派遣し、保護や繁殖制限措置を取らなければならない事態となった。こうした問題を軽減するためにも、災害時のペットとの同行避難を推奨することは必要である。ここで同行避難と同伴避難について説明する。同行避難はより安全な場所にペットと共に避難行動することを指し、同伴避難とは被災者が避難所でペットを飼養管理することを指す。いずれも必ずしも避難所で飼い主がペットを同室で飼養管理するものではない。

スライド 11 ページをご覧ください。災害時のペット対策に係る法制度の整備状況です。災害時対応の根拠となるのは、災害対策基本法です。災害対策基本法に基づき防災基本計画が定められ、その計画に基づいて各省庁が防災業務計画を、自治体が地域防災計画を策定する。この防災基本計画は、度々修正されており、平成 26 年の修正で家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が追加された。また、環境省の防災業務計画でも災害時のペットに関する記載が強化されているほか、動物の愛護及び管理に関する法律においても、平成 24 年の改正の際に防災に関する規定が追加された。その他、国の指針である動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針や、千葉県動物愛護管理推進計画でも災害時のペット対策について記載されている。さらに、船橋市動物の愛護及び管理に関する条例においても、飼い主の責務として、災害

が発生した場合に備え動物の飼養のために必要な準備を行うよう規定している。

スライド 12 ページをご覧ください。先ほど説明したものを体系図として図式化したものである。現在、各自治体において、国の防災基本計画を踏まえ、環境省等の防災業務計画や動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針を参考として、地域防災計画を修正し、各自治体の実情に応じながら、飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養等に関する事項が盛り込まれている。

スライド 13 ページをご覧ください。動物の愛護及び管理に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針から災害対策の部分について抜粋したものである。この指針では、円滑な避難や救護のためには、飼い主による平常時からのしつけやワクチン接種等の適正な飼養管理が重要であること及びペットを連れた防災訓練の実施等により、地域の特性に応じた平常時の準備、飼い主や動物取扱業者等への避難対策の周知等、必要な体制の整備を推進することが必要であると示している。

スライド 14 ページをご覧ください。動物の愛護及び管理に関する法律に基づく家庭動物等の飼養及び保管に関する基準においても、速やかに家庭動物等を保護し、及び家庭動物等による事故の防止に努めるとともに、避難する場合には、できるだけ同行避難及びその家庭動物等の適切な避難場所の確保に努めることの記載がある。

スライド 15 ページをご覧ください。船橋市動物の愛護及び管理に関する条例を令和 3 年に改正し、飼い主の責務として災害対策に関する規定を追加した。

スライド 16 ページをご覧ください。令和 3 年に策定した船橋市犬猫の飼養・管理に関するガイドラインでも、災害対策について記載した。同行避難の必要性や普段からのしつけや災害時に持ち出す物等について記載した。

スライド 17 ページをご覧ください。平常時と災害時におけるそれぞれの役割について説明する。飼い主の役割は、ペットを飼うという権利に不随して果たさねばならない義務を常に意識し、災害に対する

「十分な備え」をするとともに、常に飼養者の責任を果たす「心構え」をもつことである。自治体の役割は、災害の発生時に、飼い主が自己の責任で行うペットの同行避難や、適正な飼養管理ができるように、平常時から、飼い主に対してペットの飼養・管理方法を普及啓発することである。

スライド 18 ページをご覧ください。飼い主が行うべき対策の例を挙げる。平常時は、住まいや飼養場所の防災対策、ペットのしつけと健康管理、不妊・去勢処置、ペットが行方不明にならないための対策（鑑札、迷子札、マイクロチップ等による所有者明示）、ペット用の避難用品や備蓄品の確保、避難所や避難ルートの確認等の準備、避難所以外の避難先やペットの預け先の確保、飼い主同士の共助のためのコミュニケーションと良好な関係の構築、避難訓練への参加と家族単位の避難訓練（シミュレーション）の実施、携行できるペット情報のまとめ（治療記録、ワクチン接種歴等）等がある。災害時に行うべきことは、人とペットの安全確保、避難が必要な際のペットとの同行避難、避難所や応急仮設住宅におけるペットの適正飼養がある。

スライド 19 ページをご覧ください。市町村が行う対策の例を挙げる。平常時は、ペットの適正な飼養、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発、ペットとの同行避難も含めた避難訓練、避難所や応急仮設住宅でのペットの受入れと飼養に係る担当部局や運営担当（施設管理者等）との検討と調整、住民への周知等の対策が必要である。災害時は、ペットの同行避難者の指定避難所等への避難誘導と支援、指定避難所や応急仮設住宅へのペットと同行避難者の受入れ、指定避難所や応急仮設住宅でのペットの適正な飼養に係る指導と支援、都道府県や現地動物救護本部等が行う動物救護活動に対する支援の要請と連携協力、被災住民等への動物救護や飼養支援に関する情報の提供等を行う。

スライド 20 ページをご覧ください。船橋市におけるペットの災害対策のこれまでについて説明する。平成 28 年、船橋市総合防災訓練の一部としてペットの同行避難訓練を実施した。こちらは現在も継続し

ており、令和 4 年度は市立小栗原小学校にて、ペット同行避難訓練を実施した。平成 30 年には京葉地域獣医師会と「船橋市災害時における動物救護活動に関する協定」を締結し、令和元年から協定に基づき京葉地域獣医師会と意見交換会を開催している。また、令和元年には市立の小学校、中学校、特別支援学校、高等学校に依頼し、ペット同行避難の際の動物の収容場所の確保を行った。令和 2 年から京葉地域獣医師会と市総合防災訓練に併せ、災害時対応訓練（机上訓練）を実施している。令和 3 年には、危機管理課が市内の公民館に依頼し、市内公民館におけるペット同行避難の際の動物の収容場所の確保を行った。令和 4 年 7 月に京葉地域獣医師会と協議の上、船橋市災害時における動物救護活動に関する協定に基づく動物救護活動マニュアルを策定した。

スライド 21 ページをご覧ください。市総合防災訓練におけるペットの同行避難訓練について説明する。市総合防災訓練では、市内の小中学校で避難所運営訓練を行い、その一つとしてペットの同行避難訓練を行う。具体的には、避難者役となる市民が避難会場までペットと同行避難を行う。町会、自治会がペット受入窓口を開設し、ペット受入訓練を行う。受け入れ後は、各小中学校指定のペット保管場所に保管する。その後、京葉地域獣医師会獣医師による講話や千葉県動物愛護推進員によるデモンストレーションによりペットの災害対策について啓発を行う。

スライド 22 ページをご覧ください。船橋市災害時における動物救護活動に関する協定は、災害時に船橋市と京葉地域獣医師会が協力して実施する救護活動に関し必要な事項を定めたもので、救護対象となる動物や救護活動の内容、費用負担、連絡体制等を定めたものである。この協定に基づき、京葉地域獣医師会と定期的に意見交換会を開催し、災害時に必要な対応等を継続して協議している。

スライド 23 ページをご覧ください。市立小学校、中学校、特別支援学校、高等学校長に対し、災害時におけるペット同行避難時のペットの保管場所の確保について依頼した。公民館については危機管理課が依頼した。その結果、すべての市立学校、公民館

にペットの保管場所が確保された。この保管場所は、人の動線とペットの動線が近接しない、動物の鳴き声、臭い、毛の飛散等による一般の避難者への影響が少ない、直射日光を避けることができる（屋外の場合は日よけがあるか、支柱等を利用してブルーシート等で日陰を作ることができる）、清掃、消毒、換気がしやすい、物資等の搬入等、避難所運営の支障とならない、広さが約30㎡程度以上ある等を条件として定めていただいた。これらペットの保管場所を示す平面図は、避難所を開設、運営するために必要な資料等が保管されてあるストレージボックスという箱に保管されている。

スライド24ページをご覧ください。令和4年7月に船橋市災害時における動物救護活動に関する協定に基づく動物救護活動マニュアルを作成した。これは、動物救護活動に関する協定に基づいて市（動物愛護指導センター）及び京葉地域獣医師会が行うべき動物救護活動の具体的内容を示すものである。発災後からのそれぞれの動きについてフロー図で示したほか、災害時のペットに係る情報の流れや動物の一時保護、避難所巡回等について定めた。

スライド25ページをご覧ください。飼い主への災害に関する普及啓発について説明する。自治体等による災害時のペット対策での支援は、平常時に飼い主がしつけや健康管理等で十分な飼養責任を果たしていることが前提となる。そのためには、市は平常時から飼い主に対し、災害に対するペットの適正な飼養の必要性や災害発生時の対応について啓発しておくことが必要となる。

スライド26ページをご覧ください。飼い主に普及啓発すべき事項です。平常時の備えとして、防災対策、ペットのしつけと健康管理、ペットの所有者明示（マイクロチップ等による所有者明示）、ペット用の避難用品や備蓄品の確保、情報収集と避難訓練、家族や地域住民との連携、ペットの一時預け先の確保があげられる。災害発生時の行動として、飼い主の安全確保・状況確認、避難の判断、ペットとの同行避難、避難中のペットの飼養環境の確保、避難所や応急仮設住宅でのペットの飼養マナーの遵守と健康管理について啓発していく必要がある。

スライド27ページをご覧ください。令和元年に行った市民意識調査では、市民の約7割の方がペットを飼養していないという結果であった。

スライド28ページをご覧ください。残り3割のペットを飼養していると回答した方で、その飼養している動物の種類について確認した。一番多いのが屋内飼養の犬で約50%、次に多いのが屋内飼養の猫で約30%という結果であった。

スライド29ページをご覧ください。ペットを飼養していると回答した方に対し、災害時に備えて、日頃から飼っている動物のために行っている対策があるか確認した。「非常用の餌や水の準備をしている」の回答が最も高く約50%で、ケージ等の運搬用品の準備が約40%と続いているが、約30%が何もしていないという結果であった。

スライド30ページをご覧ください。船橋市における普及啓発の現状について説明する。船橋市ホームページにて、日頃からの災害への備え、避難所での注意点、避難所での飼養管理について掲載している。

スライド31ページをご覧ください。災害対策についてのリーフレットを狂犬病予防注射済票の交付時や、しつけ方教室開催時に配布しているほか、パネル展開催時に配架している。

スライド32ページをご覧ください。市役所1階ロビーや公民館、図書館でパネル展を実施している。令和4年度は、市役所、中央図書館、北部図書館、15の公民館でパネル展を実施した。

スライド33ページをご覧ください。愛犬、愛猫セミナーやしつけ方教室を開催し、その際にも災害対策について普及啓発を行っている。

スライド34ページをご覧ください。ペットの適正な飼養、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発の効果的な方法の検討について説明する。しつけ方教室やパネル展、広報紙や市ホームページによるペットの災害対策に関する啓発活動は継続する。加えて、動画を用いた情報発信や動物取扱業者、動物用品、ペットフード販売店、動物病院等と連携した情報発信に努める。市総合防災訓練でのペット同行避難訓練も引き続き継続して行うとともに、その更なる周知を行っていく。避難所でのペットの受け入

れと飼養に係るルールについては、まだまだ浸透しているとは言えず、その周知を行う。市で行っているまちづくり出前講座の積極的な利用についても周知を行う。

スライド 35 ページをご覧ください。この図にあるとおり、飼い主への普及啓発は、市だけではなく動物愛護推進員、動物病院やボランティア、町会自治会等、様々な関係団体、機関が連携しながら働きかけていく必要がある。災害時に、避難所の運営は、避難所を利用する人が自主的に行うことができるよう、町会自治会やマンションの管理組合の役員等、避難所を利用する人の代表者や施設管理者等で構成する避難所運営委員会が、運営に関わる事項を協議し決定することとなる。日頃から、災害対応にかかる情報の発信を、住民を通して行うことで、地域全体の災害対応力が高まり、災害時の連携体制の構築にも繋がる。このため、町会自治会、動物愛護推進員、動物病院、動物愛護団体等は、日ごろから、地域にお住まいの方へ、回覧版や掲示板等を用い、ペットの適正な飼養、災害への備え等に関する普及啓発にご協力いただきたい。説明は以上です。

.....

〔質疑〕

○中村会長 ただいまの説明について、最後のスライドをご覧ください。ペットの適正な飼養、災害への備え等に関する飼い主への普及啓発の効果的な方法の検討について協議したい。市では、ホームページ、リーフレットの配布、パネル展やしつけ方教室等の様々な手法を用い、ペットの飼い主に普及啓発を行っているが、実際に飼い主が防災対策の行動をとっているかという点、不十分と思われる。そこで、動物愛護推進員や関係団体等と連携して、飼い主等に対し指導、普及啓発を行う必要があるという説明であった。実際に災害が発生した場合、避難所は地域にお住まいの方が中心となって運営することとなると思いますが、町会自治会の立場から、平常時からペットの飼い主へ何か普及啓発をすることは可能か。

○平川副会長 単一の町会では難しいので、船橋市

内には 24 地区の町会自治会連合会があり、そこを中心に行っていただくと効率的にできるのではないかなと思う。単一町会の会長は、毎年変わる会長が多いので、その方をお願いするのは非常に難しいと思う。

自治会連合協議会を通して、地区連合会等へ、こういった事業をやりたい、こういったことをやります、あるいは、災害時のペットに関する取扱いを普及していただきたいというようにやっていただくのがいい。それに対する協力はいつでも差し上げたい。

○泉谷委員 今も自治会連合協議会会長の話にあったが、町会自治会については、町会長が毎年変わってしまう所が非常に多い。市内に 850 程の町会自治会があるが、この内の 7～8 割位が毎年変わってしまう。町会自治会長がある程度の期間やっていただければよいが、毎年変わってしまうと、申し送り事項が多く、連携を上手く取っていけない状態である。このところ、コロナで長いところ、防災訓練も思うように進んでいない。避難所についても、避難所の場所によっては、ペットを収容できるスペースがあるかどうかというところまで再確認しておかないと非常に難しい点が出てくる。以前、避難訓練をした時には、避難所運営委員会がどこに、どのようにペットを配分するかというところで難航した。やはり、立地状況をしっかり把握した上で、ペットを収容する場所をどうするか、実際に避難所を確認した上で検討する必要があると思っているが、そういった訓練が行き届いていないというのが現状である。やはり、自助、公助となってくるので、飼い主がいざという時にまず自分がどうするかということを考えていただきたい。また、避難所へ行った時にどう対応するかしっかりした連携が取れるような方法を講じていく必要があると思う。

○中村会長 ありがとうございます。スライド 23 ページに、市立学校や公民館に同行避難場所が確保されているとのことだが、なかなか皆さんに知られていない。避難訓練ができなかったことは仕方がなかったことだが、飼い主ができることは、日々こつこつと、準備と勉強というかしつけは、飼い主がそ

れぞれやっていただくしかない。それが一番に、皆が手を付けられることと思う。

では、動物愛護推進員や動物愛護団体として、平常時からペットの飼い主へ普及啓発を行っていると思うが、より効果的な方法として、こうすれば飼い主が危機感を持って防災対策に取り組むといったような事例等はあるか。

○駒田委員 私は、色々なところでペットの災害対策についてお話をさせていただく機会が多いが、その時必ず言っていることが2つある。1つは、災害対策していますかと聞くと、大体の方が、「グッズを準備しています。グッズは何を準備すればよいですか。」と、まず何を準備しておくかに注目している飼い主が多い。その時に言っているのが、グッズは、今日例えばホームセンターへ行けば大体揃う。それよりも、今日やって今日できないことはしつけですと、しつけの大切さをお話している。もう1つは、最後に、「今までの話を聞いていただいた中で、皆さんがペットを連れて避難所へ行きました。他にもペットを連れている方もいるが、そこでこの後どうしていいか全然分かりません。体育館の中には、犬や猫を連れて入れませんと言われました。そういう時にどうすればいいと思いますか、考えてみてください。」と言う。おそらくそこでは答えはでない。私も、答えはその時その時によるので、必ずこうすれば完璧ですという答えはない。その時の状況で色々考えなければいけないが、とりあえず、飼い主同士で集まり、ここに犬を置かせてもらおうか等の話し合いをし、行政が来た時に、「今ここに犬が何頭、猫が何頭います、どうすればいいですか。」とまとめてあげることも一つの方法だと思いますと言っている。

「皆さんが近くの避難所へ行った時に、専門家はいません。専門家がいる確率はとても低いです。また、行ってすぐに行政の方がいる確率も少なく、行政がいても、人間が先だから、ペットはちょっと待っていてと言われる可能性が高い。その時どうすればいいかを、皆さんでシミュレーションしておいてください。」と言っている。「今日このセミナーを聞いてくださった皆さんが絶対に頼りになります。皆さんの力が必要になりますので、そのように思っ日々

過ごしてくれると嬉しいと思います。」と講義を終えるようにいつもしている。そうやって、自分でやらなければならないという意識を芽生えさせるようなお話がいいと思う。もう一つ、よく「ペットの防災対策をしていますか。」とアンケートでチェックを付けさせるものがあるが、チェックだけでは足りないと思う。例えば、「ハザードマップを見たことがありますか。」というのと、「はい」とチェックを付けるかもしれないが、「ハザードマップであなたの自宅は何色ですか。」とすると、見たけど覚えていないともう一回見直してくれたりする。「あなたの避難場所はどこですか。」「そこはペットの受入れをしてくれる所ですか。」のような、具体的などころまで踏み込んだチラシ等を作ると、皆さんが自分事として考えていただけるのではと思った。

○中村副会長 ありがとうございます。

○切替委員 実際に避難訓練に行き、自分の犬を連れてデモンストレーションや講話をさせていただいている。一番感じるのは、避難訓練に来る犬は事前に決められた犬であり、何頭と決めていて、決まった数しか来ない。その場所に犬を並べ、皆さん係留してくださいと言われても、犬を繋いだことの無い人がすごく多く、繋ぎ方も分からないし、1頭の犬にどの位のスペースが必要か分からない。そうすると、隣の犬と近すぎてガウガウとなったり、オスがメスに乗ってしまうということが普通に起こってしまう。それをどうしたらよいかということを、全然考えていない。準備されており、行けば誰かがやってくれて、言われたとおりに動けばいいと思っており、自分事として考えてない。自分がその場にあるのに、これから雨が降りますどうしたらよいかといった危機感が全くない。そこをもっと感じてもらいたい。今まで何か所も訓練に行ったが、どこの小学校でも、その地域の人が一度に集まってきたら絶対に場所が足りない。下手をしたら子どもの数より、犬の方が多い。それだけの広いスペースを事前に用意してもらわなければいけない。しかし、担当の学校の先生聞いても、この辺と言われたからこれだけとか、酷い所だと、プールの脇を使ってと言われる。子どもたちには、中の水が動いたり、ひびが入り危

ないから、地震が起きたら絶対にプールに近づいてはいけないと言っているのに、そのような所に置く。理科室が開いているので、理科室に入れさせてもらえませんかと言うと、理科室は万が一の時に、人間の死体置き場となるから、犬は入れませんと言われる。当然かもしれないが、生きている犬よりも、亡くなった人間の尊厳の方が大きいのかと思わされる。どこに行けばいいのか分からず、場所もない。せっかく同行避難できると言ってもらってもそれだけでは場所が足りない。なので、**限られた場所でも大丈夫なように、まず啓発しなければならない。ケージに入れられ、カバーをかけたなら静かにできるのが第一。**ケージに入れてくるよう言っても、入れたことが無いという飼い主が本当に多い。今後、もっと自分事して、自分の家族がその時自分の傍におけるか、万が一の時に誰かに預けられるか、咬み犬で預けられないことはないか、そこをもっと真剣に考えてもらうように、私たち啓蒙する立場の者は思っている。また、**実際に本当に受け入れてくれる場所を作って欲しい。どうしてもここの学校で無理なのであれば、隣の学校と併せて、犬猫はここでという場所があれば、多少遠くても犬猫を連れて行くのではないかと思います。**そういった、犬猫 OK と明記されるような場所が欲しいと思う。

○中村会長 他に意見はあるか。

○石塚委員 駒田委員と切替委員の仰ることが本当にそうだと思う。市民の立場で話させてもらうと、申し訳ないが今の避難所には行きたくないと思った。イメージ的には、30㎡程度ある場所、しかも、屋外の場合は日よけがあるか、支柱などを利用してブルーシートなどで日陰を作ることができると、外に置くのですかと思った。実際に犬を飼っている人は、グッズ類を用意することをまずは皆さんやられている。水やフードもストックしているが、私は避難所に行かないと思うという話をかなり聞く。その理由は、避難所のイメージがよくない。犬であれば、繋いで管理される、繋がれている犬は、普段家の中でやっていたら虐待という話になるようなことです。しつけはもちろん重要で、本当にケージ、キャリー

にしっかり入ってくれないといけない。誰彼かまわず吠えてしまう犬は、本当にしつけが必要で、最低限のしつけである。ただ有事においては、繋いだことの無い犬をその場所に繋いで、その時にトラブルが起きた場合は、しつけ云云ではなく、経験値の問題なので、それを飼い主にどうシミュレーションすればいいのかということが、私としてもどのように説明すればいいのか、どういうふうに備えればいいのかを説明することはできない。船橋市はすごく恵まれた市だと思う。歩いて行けば学校が2〜3校行ける。なので、そういう意味では、**犬や猫を歓迎してくれる、猫はキャリーで運んでくると思うが、場所によって役割を分けるのでないが、そういった形での棲み分けが避難所にも必要なのか**私は思う。それをどのようにできるか、人数のこともあるし、どれだけの方が来ることを想定してなのかもしれないが、しっかりと準備ができている避難所であれば多少遠くても私は行く。

○中村会長 ありがとうございます。やはり大前提は、避難所の質というよりも、連れて行く飼い主と動物がある程度コントロールされていないといけない。私が獣医師会で、狂犬病予防注射で色々な公園を回って注射した時には、平常時の秩序が保たれている状態でも、犬同士の喧嘩は避けられなかったりした。それが、災害時は人間もパニックになっており、動物はさらにパニックになるのは分かる。そういう時に、皆が無事にいられるようにするには、飼い主の啓蒙というか、飼い主になる段階でこういうことがあるということを分かってから飼い主にならないといけない。最近すごくラフに動物を飼い始める人が多いと思う。ペットショップ業界やブリーダーの人達は、飼い主へある程度最初に教育できる人と思う。私たちも、猫であればケージに入れられるトレーニングをしてください、何もない時も好きな物を奥に入れて出入り自由にさせてあげてくださいということは、開業獣医師であれば皆言っていることと思う。そういうところからも啓蒙するといいと思う。

他に意見はあるか。

○平川副会長 今、石塚委員が仰ってくれたことが、地域の避難所で一番問題となっていることである。

避難所を運営している側にとっても、ペットをどう扱っていいか分からない。扱い方によっては、飼い主が激怒される。だけど、私どもは、人に対する避難を優先しているので、どうしてもペットは、好きな人もいれば、嫌いな人もおり、色々な面で同様には扱えない。私は、地域の会合で、ペットのいる人は避難所へ来ないでくださいとはっきり言う。家が壊れたのであれば別だが、今の家は地震で壊れない。東日本大震災でも、地震で壊れた家はほとんどない、津波では壊れたかもしれないが。危険な時は当然逃げていただくが、危険で無いことが分かったら、避難所に来ないで自宅にいてください。我々は、避難所をどうするかではなく、自宅の被災者をどうするかを考えます。災害時には、全員が被災者ですから、均等に扱えるような配慮を私たちはしたいと思っています。ですから、できるだけ、避難所へは来ないでくださいという言い方をしている。そのような状況でないと、ペットを連れてこられた方は、自分とペットが常に一緒にいられると思っていらっしゃる。そこが間違いだということが分かっていただけない。その辺りの教育は、これから準備していかなければいけないと思っている。

○牧野委員 同行避難と同伴避難について伺いたい。同伴避難は、一緒に部屋、同室で飼養できると思っていたが、世話は飼い主がするが、同室で飼養は意味するものではないと書いてあったが、同行避難の場合は、誰が世話をするのか。船橋市のホームページには、同行避難はあるが、同伴避難はないと書かれていたが、そうすると、世話は飼い主がしないということになるのか。どのような意味か。

○駒田委員 同行避難と同伴避難が別々にあるのではなく、同行避難という言葉は、避難場所まで飼い主とペットが一緒に行きましようという言葉の定義である。同伴避難という言葉はあるが、それは、飼い主が世話をできるという言葉であって、一緒に部屋にいられる訳ではありませんという言葉の定義である。なので、同行避難は誰が管理するのかということではない。まず避難場所に行く、その後万が一

家に帰れなくて、その避難所で何日か泊まらなければいけない方がいるかもしれない。そこで、同伴避難という話が出てくる。まず、一緒に行きましようというところまでが同行避難で、暮らし始めてからのことが同伴避難ということになる。

○牧野委員 ボランティアと連携ということが書いてあったが、災害が起きてから、その場で自主的にボランティアが参加して連携というのは難しいと思う。事前に、講習会や避難訓練を、ボランティアを含めて一緒に行うということとはできないか。

○動物愛護指導センター所長 スライド 24 ページに示した物は、災害時における動物救護活動マニュアルであり、行政としてどういう動きをするかを示している。例えば、発災直後は、安否確認や、来客者や職員の安全の確保や、被害状況の確認というように、時系列を追って示している。ここ書いてある、フード・ペット用品及び専門ボランティアの手配というのは、そういった要望が時間に従って出てくると思われるので、我々が、県と協力したり、例えばペットフードの団体と連携を図ったり、ボランティアの派遣調整等についてここに示している。

○牧野委員 災害が起きてから自主的にいらっしゃる方もいるが、事前に募集できたら、ボランティア側も安心して参加できるのではないかと思った。

○切替委員 災害時のボランティアは、船橋市では募集していないか。

○動物愛護指導センター所長 募集していない。

○切替委員 災害時のボランティアを募集し、この地区には何人いるので、この学校にはこの人というように振り分ける体制はとれるか。

○動物愛護指導センター所長 検討していく。県には、災害ボランティアが登録されており、その方たちは、船橋市もカバーしてくれているので、船橋独自でどこまでやるかは、今後考えていくこととなる。

○切替委員 できたら、船橋市独自でもボランティアの体制ができ、この地区に何人と決まってい、そのメンバー間で集まり、それぞれの地の利により多少変わってくると思うので、メンバー同士で話し合えるようなチームが作れたら動きやすいと思う。

○動物愛護指導センター所長 この場で即答はでき

ないが、検討する。

○平川副会長 船橋市における災害時のボランティアの受入れは、社会福祉協議会が行っている。地区社会福祉協議会が、受入れ窓口となり、避難所そのものでは受入れはしていない。社会福祉協議会は、地区ごとに24あるので、災害時にはセンターを開設し、そこが受け入れ窓口となり、その中で振り分けられていくことになる。

○駒田委員 市川市の場合だが、ペット災害ボランティアを数年前から募集していて、今年度から、災害の時だけではなく、例えば猫の保護活動をしている方々のお手伝いをできるようにと、ペット動物愛護ボランティアとした。市川市にも社会福祉協議会があるが、そことは別で、環境保全課が募集し、環境保全課に登録している。なので、ペットに特化したボランティアという形になっている。

○中村会長 他に意見はあるか。

発言者なし

5. 飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の効果の検証について

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長（スライドを掲示して説明） 資料4をご覧ください。飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の効果の検証について説明する。

スライド2ページをご覧ください。地域の飼い主のいない猫対策の定着・普及として、現状行っている、飼い主のいない猫の不妊手術実施事業は毎年不妊手術実施頭数も増加しており、継続していきますが、飼い主のいない猫の不妊手術事業の効果の検証を全く行えていないという課題があります。この課題解決に向けた対応案として、効果の検証方法として、幼齢の飼い主のいない猫の引取り数、道路等における猫の死体の回収数、飼い主のいない猫に関する苦情相談件数、不妊手術後に、飼い主のいない猫の生息状況調査や町会自治会へのアンケート調査等を行い検証することを説明しました。

スライド3ページをご覧ください。具体的な検証方法について、平成19年度（動物愛護指導センター開所）からの各項目の推移と、飼い主のいない猫の不妊手術実施事業（平成28年度開始）開始後の推移の比較、飼い主のいない猫の不妊手術実施事業の申請地域の分布状況と、苦情相談数との相関性の検証を考えております。

スライド4ページをご覧ください。さらに、飼い主のいない猫の不妊手術実施事業を行った町会自治会へ、アンケート調査として、飼い主のいない猫の生息状況調査（個体数、猫の出産の有無等）、飼い主のいない猫の不妊手術実施事業後の猫による被害の状況の変化等に関する調査等を実施することを考えております。説明は以上です。

.....

〔質疑〕

○牧野委員 検証の方法だが、飼い主のいない猫に関する苦情相談件数というのは、お一人の方から何回も苦情があった場合は、1件なのか。それとも、回数＝件数となるのか。相談件数ではなく、申請地域の分布と苦情相談場所の分布をリンクさせたら、もう少し正確な検証になるのではないかと思います。

○動物愛護指導センター所長 場所が特定できた場合は、そういう方法も検討してまいります。

○牧野委員 場所は、必ずしも特定できるものではないのか。

○動物愛護指導センター所長 近所との関係を気にされて、匿名で苦情を言ってくる場合もある。大体のエリアは分かるが、正確な場所が分からない場合もある。

○牧野委員 その場合は、どのような形で解決となるのか。

○動物愛護指導センター所長 必ずしも、全部解決になるとは限らず、話を傾聴して終わるケースもある。例えば、餌をあげている人がおり、被害が生じているという場合には、その給餌者に対して、動物愛護指導センター職員が訪問して指導している。

○牧野委員 同じ方から連絡が何回も連絡があった場合は、苦情が多いとなるのか。

○動物愛護指導センター副主査 苦情相談数は、基本的には、1回受けたご相談を1件とし、同じ方から複数回受けたら、複数回ということで、全数で数えている。

○中村会長 他に意見はあるか。

発言者なし

6. その他

〔説明〕

○動物愛護指導センター所長

・狂犬病予防法の特例の適用について

本日追加でお渡ししたチラシ「犬の登録手続きが一部変わります」をご覧ください。動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、令和4年6月1日から「狂犬病予防法の特例制度」が始まった。この「狂犬病予防法の特例制度」は、環境省の指定登録機関（公益社団法人日本獣医師会）にマイクロチップ情報登録を完了した犬については、マイクロチップが狂犬病予防法に基づく鑑札とみなされるという制度で、この制度への参加により、犬の飼い主は市の窓口での犬の登録の手続きをする必要がなくなる。船橋市は令和5年4月1日からこの制度に参加することを報告する。

・飼い主のいない猫に係る啓発看板について

前回会議までご協議していただいた飼い主のいない猫に係る啓発看板について、昨年12月に作成した。本日までに5つの町会自治会と1つの事業所に対し、約30枚配布しているという状況であることを報告する。

・動物愛護指導センター紹介動画の配信について

市民の方への動物の飼い方などについての普及啓発が必要であることについては、当会議でも度々ご協議いただいている。それを受け、動物愛護指導センターを紹介する動画を作成し、配信した。今後は、譲渡動物の紹介など積極的に活用していくことを検討している。

〔質疑〕

○駒田委員 特例措置について、既に飼育をしている飼い主には、努力義務になっていると思うが、一部の自治体では、既に持っている鑑札を返す時に返金をしているということを伺っているが、船橋市はどうか。

○動物愛護指導センター所長 4月1日からの制度改正となり、今まで鑑札を付けていた飼い主へ手数料をお返しすることは考えてない。

○南川委員 特例制度について、前回の会議でお金をどうするかという話で、登録機関からも船橋市へお金が入ってこないという理解でよろしいか。

○動物愛護指導センター所長 登録機関へ登録する方は、300円かかる。国から市に登録情報が通知され、市としては、その登録情報を、システム連携をして登録台帳へ取り込むことになり、市として、業務に係る手間が相当省ける。手数料については、今まで3,000円いただいていたものを、4月1日以降にこの制度で登録すると、手数料はかからなくなる。窓口で飼い主が来ることもなくなる。

○南川委員 毎年、旧制度でも新制度でも、登録した人には、狂犬病等の通知が市から来るという手間暇はかかるということになるのか。

○動物愛護指導センター所長 マイクロチップ情報で登録された方は、窓口に来た方と同じ取扱いになるので、登録がある方へは、毎年、狂犬病予防注射の通知を差し上げる。

・次回の会議について

〔説明〕

○衛生指導課長 資料5 船橋市の動物愛護管理をめぐるとの主な課題検討スケジュール（予定）をご覧ください。本日は、動物愛護管理対策会議（第20回）として、全て議題のとおりご協議いただいた。次回は、令和5年8月頃、動物愛護管理対策会議（第21回）を予定している。議題等は、動物愛護指導センターの機能強化について、狂犬病予防注射済票の交付における効率性について等を予定している。説明は以上です。

○中村会長 説明のとおり、議題等は、動物愛護指導センターの機能強化について、狂犬病予防注射済

票の交付における効率性等についてを次回の議題としたいがいかか。

○南川委員 今後の進行について。今日、ペットの災害対策について、色々な立場から意見が出たと思うが、この点については、聞きっぱなしで終わるのか、何か結論、成果のような物を示すのか、今後の進行で考えているところはあるか。

○衛生指導課長 今日、ご意見をいただいただけということとは考えておらず、牧野委員等からいただいた、事前にボランティアを集める方法や、なかなか難しいと思うが避難所を分けるというご意見は、事務局で検討させていただく。災害対策は非常に大切な議案であるので、またご協議いただきたいと考えている。

○南川委員 大事なテーマであることはそのとおりと考える。ただ、災害対策は、保健所だけでできる話ではなく、様々な部署等、ご苦労は大変かと思うが、一つずつでもできることがあれば、着実に進めていってよいと思うので、是非ともよろしく願います。

○切替委員 年に1回愛犬セミナーを船橋市が主催で開催していて、今年は5月21日に、テーマは、「ペットと共に災害対策」で行う。興味がある方へお勧めしていただきたい。この会場で行うので、よろしく願います。

○石塚委員 犬猫の飼養・管理に関するガイドラインについて、今日初めて参加させていただき、私はペット業界が今年で10年目になるが、船橋市に住んでいるのに、全然知らずに過ごしてきた。全部読んだが、内容がすごくよい。私は猫を譲渡することがあるのだが、条件が厳しすぎる等と保護団体は結構嫌われることが多い。ただやはり、きちんと飼って欲しいし、分かって欲しいので、色々な事を言うことが多く、それが今回ガイドラインという物があることですごく助かると思った。船橋市動物愛護指導センターの方が作っているガイドラインがあり、私たちはそういう物に沿って、方向性はこちらでいきたいという考えのもと、新しく飼う方に、一つ一つガイドラインを使って説明ができる。それに、災害

対策で、こういったしつけが必要ですよという話もできる。なので、ガイドラインをもっと知ってもらえたらいいと思った。自分も、今回参加するに当たり、初めて知ったので、本当に私の方が未熟で申し訳なかったが、もっと沢山の方に知ってもらえたら、動物愛護指導センターというものがもっと知ってもらえ、色々なことで良い方向に行きそうだと、今回感じた。

○中村会長 ありがとうございます。動物愛護指導センターの方をはじめ、ここにいる皆が苦労しながら作り上げた物なので、とても今報われた。皆様に、横のつながりで、広めていただければと思う。

次回の会議については、事務局提案のとおり、8月頃に開催とし、議題については資料のとおりとしてよろしいか。

〔「異議なし」の声あり〕

○中村会長 本日の議事は全て終了とする。

○中村会長 以上で、第20回動物愛護管理対策会議を閉会する。

16時10分閉会

〔閉会后〕

○衛生指導課長 中村会長ありがとうございました。また、委員の皆様には、円滑な議事進行にご協力いただき、ありがとうございました。

本日の議事録については、調整でき次第、委員の皆様へ送付させていただきますので、内容のご確認をお願いしたい。

本日は、ありがとうございました。

〔出席委員〕

中村会長
平川副会長
泉谷委員

切替委員

駒田委員

石塚委員

牧野委員

南川委員

[関係職員]

筒井保健所長

高橋保健所理事

松野保健所次長

岩田衛生指導課長

竹田衛生指導課長補佐

鈴木動物愛護指導センター所長

千葉動物愛護指導センター副主査

小林動物愛護指導センター副主査

[傍聴者]

3名